

2020年3月18日  
朝日生命保険相互会社

## 新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて

朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、お客様への特別なお取り扱いについて以下のとおり実施いたします。

### 1. 保険料のお払込みについて

お客様からのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月間延長させていただきます。

### 2. 保険金・給付金の簡易なお取扱いについて

#### (1) 入院給付金等のお支払い

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金のお支払い対象となる疾病に該当します。検査の結果「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示で医療機関に入院した場合は、入院給付金のお支払い対象となります。

また、医療機関の事情により、医師の指示により臨時施設（病院と同等とみなせる施設）に入所し、医師の治療を受けている場合等も、医師による入院証明書等をご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象といたします。

加えて、お客様や入院先の状況により、手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、必要な書類の一部省略や、代替書類での対応など、簡易・迅速なお取扱いを実施いたします。

#### (2) 死亡保険金等のお支払い

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合には、疾病による死亡保険金のお支払い対象となります。

### 3. 契約更新手続について

お客様から更新手続きが困難とお申し出があった場合、更新の手続き期限を超える場合であっても柔軟に対応いたします。

#### 4. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の免除）について

新規の契約者貸付について、貸付利率を以下のとおり免除させていただきます。

対象契約	契約者貸付が可能な個人保険契約（個人および法人） （ただし、変額保険は除く）
貸付利率	年 0.0%
貸付上限	解約返戻金の一定範囲内
受付期間	2020年5月31日まで
適用期間 （遡及適用を行う）	2020年3月16日から2020年9月30日まで

#### 5. 法人のお客様への融資について

既に当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、ご返済条件の変更等のご相談を承ります。当社の融資担当者へお申し出ください。

以上